



**長野県収用委員会告示第1号**

長野県収用委員会運営規程（昭和54年長野県収用委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行します。

令和6年3月29日

長野県収用委員会

第6条中「企画振興部総合政策課」を「建設部建設政策課」に改める。

第7条中「企画振興部総合政策課」を「建設部建設政策課」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 建設政策課長

(2) 建設政策課課長補佐

第7条第3号中「第4条の5第13号」を「第43条第1項第11号」に改め、同条第4号中「第4条の5第14号」を「第43条第1項第12号」に改める。

第8条（見出しを含む。）及び第18条第2項中「総合政策課長」を「建設政策課長」に改める。

別表第2中「総合政策課長」を「建設政策課長」に改める。

総合政策課

**長野県収用委員会告示第2号**

長野県収用委員会公文書管理規程（令和4年長野県収用委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行します。

令和6年3月29日

長野県収用委員会

第2条第1号及び第2号中「総合政策課長」を「建設政策課長」に改める。

総合政策課